

27監第13号  
平成27年12月2日

南 箕 輪 村 長 様  
南箕輪村教育委員会委員長 様  
南 箕 輪 村 議 会 議 長 様  
南箕輪村選挙管理委員会委員長 様  
南箕輪村農業委員会委員長 様

南箕輪村代表監査委員 原 浩

南 箕 輪 村 監 査 委 員 都 志 今 朝 一

平成27年度定期監査結果報告並びに意見書の提出について

地方自治法第199条第4項及び南箕輪村監査委員条例第3条の規定に基づき定期監査を実施したので、地方自治法第199条第9項及び同条第10項の規定によりその結果報告及び意見の提出をします。

## I 監査の概要

### 1 監査の対象

村の財務事務の執行状況及び行政監査に関する基本的事項について、平成 27 年度の上半期（平成 27 年 4 月 1 日から平成 27 年 9 月 30 日まで）における事務事業の執行状況について監査を実施した。

### 2 監査の対象とした課等

総務課、議会事務局、選挙管理委員会、監査事務局、財務課、会計係、住民福祉課、子育て支援課、産業課、農業委員会事務局、建設水道課、教育委員会

### 3 監査の期間

平成 27 年 10 月 29、30 日・11 月 6、11、13、16、20、25 日の 8 日間

### 4 監査の内容

財務監査を主に会計経理、事業の経営管理が適正かつ効率的に実施されているか、特に内部統制・経済性が発揮されているかについて、主として下記事項の監査を実施した。なお、あらかじめ監査資料の提出を求め監査した。書類監査のほか事業現場等（別紙）の現状について、実地調査も併せて実施した。

- ① 計画的に予算執行されているか
- ② 工事の実施事務は適正になされているか
- ③ 契約・検収事務は適正になされているか
- ④ 備品の購入事務は適正になされているか
- ⑤ 各種団体への負担金、補助金の支出事務は適正になされているか
- ⑥ 効率的な事務執行がなされているか。

## II 監査の結果

指定した重点項目を主に会計・経理さらには内部統制・経済性、特に

- ① 関係法令に準拠して調整されているか
- ② 財産の管理は適正か
- ③ 財政運営は健全か
- ④ 予算の執行にあっては効率かつ適正に処理されているか

の諸点について検討を行った結果、適正に実施されており、監査した範囲においては、その内容に誤りもないものと認定した。

監査の結果は総体的にみて、各事務事業の執行はそれぞれ適正、かつ効率的に行われており、所期の目的に沿って遂行され概ね良好と認められた。今後も、関係法令、事業要綱等を理解し、細心の注意を払い事務の執行に努められたい。

### Ⅲ 監査意見

#### ○総務課

- (1) 大型事業が重なり、一部の職員に負担過多が心配される。来年度、機構改革もあり、職員体制等十分に考慮して、職員配置、臨時職員対応をされたい。

#### ○住民福祉課

- (1) 健康ポイント制度について、実施後半年が経過した。住民の健康促進に大変よい制度である。課題等を検証するなかで、より多くの住民が参加するように努力されたい。
- (2) 介護保険料還付金未処理の問題については、毎月の例月出納検査において、還付の進捗状況を報告されたい。

#### ○建設水道課

- (1) 下水道の長寿命化事業は、今後も計画的に効率よく事業を進めるとともに、管理棟をはじめ、施設の有効利用を考えられたい。
- (2) 上水道施設の水のできる仕組みや、下水道の汚水処理の仕組みなどは、小学生のよい学習材料となると思われる。学校側のカリキュラムの問題もあるが、学習の場として取り入れられるよう検討されたい。

#### ○教育委員会

- (1) 仮称こども館の建設にあたっては概要がまとまった段階であるが、複合施設となるため、利用しやすい施設となるよう、関係部署との検討を十分にされたい。

#### ○全体的事項

- (1) マイナンバー制度のセキュリティ対策等、住民への周知徹底を行うとともに、担当者以外の職員においても制度内容をしっかりと理解し、活用されたい。
- (2) 保育園の改修工事をはじめ、各種の工事等において設計段階での検討が不足していると思われる。早期発注に努めるとともに、設計段階での検討も十分に行ってほしい。
- (3) 手持現金の確認等、1年に1回程度ではなく、月に1回は実施するようにされたい。